コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

SATO HOLDINGS CORPORATION
最終更新日：2015年12月18日
サトーホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 松山 一雄
問合せ先：取締役専務執行役員 櫛田 晃裕
証券コード：6287
http://www.sato.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

グループ共通の企業理念の下、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値を実現するために「経営効率の向上と健全性の維持」を重要課題としてとらえ、これを達成するために透明性の高い経営を実践してまいります。
当社は監査役制度を採用し、経営監督機能を強化するとともに執行役員制度の導入により意思決定や業務執行の迅速化・効率化をはかることで、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築につとめております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

取締役会の役割・責務（1）・・・4－1－3
最高経営責任者の後継候補者は、会社の本質的な存在意義を踏まえ信念をぶらすことなく、環境変化に応じたビジョンを立て、リーダーシップを発揮できる人財を選任し、原則として数年をかけて経営者としての適性を見極めます。その進捗状況は定期的に社外取締役を過半数とする指名諮問委員会（議長は独立社外取締役）に報告いたします。有事の際は当該委員会の承認を経た上で取締役会での最終決定を行い、次期最高経営責任者指名の監督機能を強化するとともに透明性を確保いたします。

取締役会の役割・責務（2）・・・4－2－1
役位別に固定・単年度業績連動・長期業績連動などの構成や割合を適切に設定いたします。株主と利害を共有することを目指し、役位別に固定・単年度業績連動・長期業績連動など報酬全体の構成・割合を適切に設定いたします。また、将来に亘る会社利益を生み出す職務執行のインセンティブとして機能させるために現金報酬と株式報酬とのバランスを明確にしてまいります。
会社が定めた目標指標に基づき設定した個別目標の実績評価を実施し、当該評価結果を社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会（議長は独立社外取締役）の承認を経た上で取締役会での最終決定を行い、取締役及び執行役員の報酬決定の監督機能を強化するとともに透明性を確保いたします。

取締役会の役割・責務（3）・・・4－3－1
当社は取締役、執行役員の任期を1年と定めております。取締役の新任・重任については代表取締役が、執行役員の新任、重任、解任については社内取締役が、当該年度の役割と責務について実績評価を行い、当該評価結果を社外取締役を過半数とする指名諮問委員会（議長は独立社外取締役）へ上程して、当委員会の承認を経た上で取締役会での最終決定を行い、取締役及び執行役員指名の監督機能を強化するとともに透明性を確保いたします。

独立社外取締役の有効な活用・・・4－8－2
社外取締役はそれぞれの分野で豊富な経験と高い専門知識を有しているため、社外取締役の間で序列や筆頭者への依存意識が高まることは、独立的な立場からの意見の阻害要因になる可能性があると考えております。意見を統一することなく、それぞれの異なった知識と経験から持ち味を発揮することで有益な意見が引き出されるものと考えておりますので、筆頭社外取締役は定めないことといたします。

取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件・・・4－11－2
他社との兼務数のみをとって取締役、監査役の役割・責務を果たすことができないとは判断せず、取締役会においてそれぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験に基づいた観点から経営に役立つ的確な意見を述べることを重視しております。これにより、他社との兼任状況にかかわらず社外取締役としての役割を果たすことができないと判断した場合は、再任いたしません。なお、社外取締役の兼任状況は株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しております。

取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件・・・4－11－3
取締役会は業務を執行する経営陣が社外役員に対して説明責任を果たすことにより、社外役員は業務執行の監査及び監督に徹することを可能として、その実効性を高め、適切に意思決定を行う環境を整えております。
取締役会は執行部先導によるリスクを排除するため非業務執行取締役と社外取締役の議長輪番制とすることで構成員全員が自由に発言できる環境にあり、重要事項になるほど社外役員からの発言時間が多くなっております。
今後、社外取締役のみを構成員とする意見交換会でのディスカッションや取締役全員によるアンケート形式等、実効性の分析・評価の手法を検討し実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

いわゆる政策保有株式・・・1－4
上場会社の株式を新たに保有することあるいは既保有の株式を継続保有する場合は、企業価値向上に資する取引の強化・維持、リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な観点から検証し、既保有の株式について効果が期待できないと判断した場合は、株式市場への影響を考量して売却することとしております。
なお、当社資本金の1%以上の他社上場株式を保有する場合は取締役会決議事項とする基準を設けておりますが、現在該当する株式は保有しておりません。
また、当該株式の議決権行使につきましては、発行会社の経営方針や事業の状況及び議案の内容を総合的に検討し、発行会社の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立ち都度判断することとしております。

関連当事者間の取引・・・1－7
会社は、会社や株主共同の利益を害すことのないよう、取締役、監査役が競業取引、会社との自己取引、利益相反取引を行う場合には、取締役会規程に基づき事前に取締役会の決議を経るものとし、取引完了後には結果を詳細に取締役会へ報告しております。取締役会では当該取引について独立役員による取引の合理性や適性を検証しております。

株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役全員は毎年監査役会に対して業務執行確認書の提出を義務付けるとともに、関連当事者間取引の有無を会社に申告しております。

情報開示の充実・・・３－１
(1)経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画については、自社ホームページや統合報告書にて公表しております。
（経営理念）http://www.sato.co.jp/company/management/principle.html
（経営目標、中期経営計画）http://www.sato.co.jp/ir/policy/mid_term.html
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、自社ホームページ、有価証券報告書や統合報告書にて公表しております。
（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）
http://www.sato.co.jp/ir/policy/governance.html
(3)取締役、執行役員の報酬の方針と決定は、以下コーポレートガバナンスコード(４－２－１)に記載しております。
(4)CEO及びその他の取締役、執行役員の指名の方針と決定は、以下コーポレートガバナンスコード(４－１－３、４－３－１)に記載しております。
(5)取締役、監査役の個別の選任理由は招集通知参考書類に記載しております。

取締役会の役割・責務(1)・・・４－１－１
取締役会は、法令、定款で定められた事項を決議するほか、経営戦略や経営計画に関する重要な事項を主として議論する。社外取締役はその会社の具体的な業務に関して、社内取締役と同等程度の知識や知見を有することを期待されていないため、従って、意思決定機能の観点からも取締役会決議事項とする範囲は、子会社を含み、総資産の１%程度の投資案件などの重要案件に限定しております。なお、取締役会、経営会議、執行役員など業務執行の決議は職務権限規程で明確にしております。

独立社外取締役の有効な活用・・・４－８
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、客観的な視点から経営の監督が重要であることを認識し、平成11年から社外取締役を置き、さらに平成14年より複数体制とし、その後その重要性が増す中で現在は取締役会の半数を社外取締役で構成し、その全員を独立取締役として東証に届け出ております。社外取締役は、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、それぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験をもった人財を性別にとらわれず3分の１以上選任しております。

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質・・・４－９
社外取締役の選任にあたっては企業理念や長期基本戦略に共感、賛同していただけることを前提とし、証券取引所が定める独立性のガイドラインに照らし合わせ独立社外取締役を選定しております。また、取締役会における意思決定の判断の適法性や合理性を支えるに足りる知見や経験を持ち、独立性、中立性の立場から株主共同の利益に資する助言、提言、意見を述べることができる人財を選任しております。

取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件・・・４－１１－１
異なる視点から生み出される考え方や意見、価値観の違いを経営に活かすため、取締役会はプロフェッショナルなバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとしております。社内においては過去、現在においてそれぞれが異なった業務執行を担当している取締役を選任し、社外においては会社(当社)の事業に直接関わらない多様な視点、豊富な経験、高い専門性を有する独立性の高い取締役を選任しております。

取締役・監査役のトレーニング・・・４－１４－２
取締役、執行役員は求められる役割、責務を果たすために、会社が有識者や他企業の経営者を招いて、リーダーシップ力の向上と経営戦略を培う能力の開発を高めるための経営スキルの習得につとめております。また、監査役につきましては日本監査役協会や会計監査人主催の講演会に出席し、他社の監査役との意見交換を通じ、監査役としての役割、責務を再確認し、必要な能力の開発につとめております。
この他にも会社はガバナンスを前提として企業価値向上経営の実現に向けてE-learningによる経営の基礎や意義について習得するための環境を提供しております。

株主との建設的な対話に関する方針・・・５－１
株主構成を踏まえ、IR活動として海外投資家との個別ミーティングを実施し、CEOが中心となり対応しており、国内におきましてはIRを担当する社長直轄部門が、主に取材、面談に積極的に対応しております。
この他に、年2回決算時に国内機関投資家向けの説明会、年１回事業戦略説明会を実施し、投資家との対話を積極的に進め、一方で投資家からの意見や要望を経営に反映させることにより会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につとめております。
また、株主総会では、株主から当該事業年度の状況に限定することなく広く質問を受け付け、質問数にも制限を持たず全てに回答し株主との対話を重視しております。この他、自社ホームページを通じて希望者に対して、決算概要やニュースリリースなどのIR情報や更新情報のメールサービスの実施や個人投資家からIR関係の質問に積極的に対応しております。
いずれの場合も未公表の重要事実については投資家保護や証券市場の公正性、健全性に対する信頼を確保するという観点から、情報サイレント期間を考慮しインサイダー情報の扱いに十分注意して対話を実施するようにつとめております。
なお、個別ミーティングの実施状況については取締役会で報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(公財)佐藤陽国際奨学財団	3,786,200	10.84
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,528,800	4.38
サトーホールディングス(株)	1,397,754	4.00
サトー社員持株会	1,209,264	3.46
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	975,300	2.79
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	917,832	2.63
横井 美恵子	905,145	2.59
佐藤 静江	897,470	2.57
THE BANK OF NEW YORK － JASDECTREATY ACCOUNT	860,300	2.46
(株)アリーナ	854,460	2.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 賢	他の会社の出身者											
田中 優子	学者											
石黒 清子	弁護士											
伊藤 良二	他の会社の出身者											
嶋口 充輝	学者											
山田 秀雄	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 賢	○	(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス代表取締役会長	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場で

			の監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
田中 優子	○	法政大学総長 法政大学社会学部メディア社会学科教授 法政大学国際日本学インスティテュート（大学院）教授	大学学総長・教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
石黒 清子	○	弁護士 野田記念法律事務所パートナー	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
伊藤 良二	○	（株）プラネットプラン代表取締役 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授	会社経営、大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
嶋口 充輝	○	慶應義塾大学名誉教授 （公社）日本マーケティング協会理事長	マーケティング分野における豊富な知識・経験と大学教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
山田 秀雄	○	弁護士 山田・尾崎法律事務所所長	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外取締役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場で

			の監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・年1回、CEO、CFOとオーナーと面談を開催し、中期経営計画の進捗状況、事業環境、各種リスク等について十分な情報交換の場を設けております。
・会計監査人は監査役と会計監査、四半期レビューにおいて連携をはかり、監査室は内部監査規程に基づき、内部統制をはじめとして、会計監査人に協力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 千恵子	学者													
山口　隆央	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 千恵子	○	首都大学東京社会科学研究科（大学院）教授 首都大学東京都市教養学部教授 日本CFO協会主任研究委員	大学教授としての高い見識を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性

			の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。
山口　隆央	○	公認会計士・税理士 山口公認会計士事務所所長	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため。 [独立役員の指定理由] 指定した社外監査役は、上場管理等に関するガイドラインに示されている要件には該当せず、経営陣から著しいコントロールを受けるまたは経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがありません。 コーポレートガバナンスの実効性及び独立性の確保の観点からも、一般株主と利益相反が生じるおそれがないだけではなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として、株主等から期待されている役割を十分に果たすことが可能な者であると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　　8 名

その他独立役員に関する事項

・社外取締役6名、社外監査役2名は全員が独立役員であり、それぞれ女性が2名と1名就任しております。
・定期的に社外取締役のみを出席者とする意見交換会を実施し、業務執行から独立した観点で経営者による著しいコントロールを受けることなく経営課題について有益な議論、情報の共有を行い、議論の内容によって必要と判断した場合には取締役会で審議、報告、提言を行い課題の解決に取り組んでおります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び執行役員の報酬について、業績及び株主価値の連動性を明確にし、長期的な業績を報酬に反映させ、株主の皆様との利益を一致させることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

・株式報酬型ストックオプション制度
＜発行実績＞
・新株予約権の割当日　平成25年７月29日　サトーホールディングス株式会社 第１回株式報酬型新株予約権　付与個数 2,094個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）
・新株予約権の割当日　平成26年７月29日　サトーホールディングス株式会社 第２回株式報酬型新株予約権　付与個数 1,620個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）
・新株予約権の割当日　平成27年７月29日　サトーホールディングス株式会社 第３回株式報酬型新株予約権　付与個数 1,300個（1個当たり普通株式10株、行使価額 1円／株）

ストックオプションの付与対象者　　社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役（社外を除く）ならびに執行役員に付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役の報酬総額は294百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方

針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

・取締役会事務局、関係各部門より、取締役会開催前に資料等を送付し、議案によっては個別に議案内容の事前説明を行っております。
・会議の議事録、稟議書等の決裁書類の他重要文書をいつでも共有することができる体制を整えております。
・社外監査役は輪番において定期的に会社の重要な会議に出席し、社内の情報を得る環境を整備しております。
・リリース情報、統合報告書ならびに社内報などの資料を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用し、併せて執行役員制度を導入することにより「経営の意思決定及び監督機能」と「業務の執行機能」とを分離させ、意思決定の迅速化をはかっております。
現在取締役会は12名で構成しておりますが、うち6名の社外取締役を置くことにより、独立的な立場からご意見ご提案をいただくとともに、経営の監視機能を強化しております。また、取締役会において公平な審議を行うため、取締役に序列を設けない体制を採用しております。取締役会の議長につきましても、「輪番制」としております。
業務執行につきましては、会社法上定めのある経営上重要な案件は取締役会において、その他の主要な案件については、取締役、監査役、執行役員、その他幹部社員で構成される経営会議において、当社グループ全体に関する審議及び意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営効率の向上と健全性の維持」を重要課題として捉え、これを達成するため、またステークホルダーの皆様や社会の信頼に応えるため、公正で透明性の高い経営に取り組んでおります。
現在、取締役12名のうち6名全員（うち1名女性）が独立役員でなっております。
取締役会では、それぞれ異なった専門的な知識と豊富な経験から発言があり、また業務執行から独立した観点で経営課題について有益な議論、情報の共有を行われております。
また定期的に社外取締役のみの意見交換会が行われ、その議論の内容によって必要と判断した場合には取締役会で審議、報告、提言を行い課題の解決に取り組んでおります。
今後も実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化につとめています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日（2週間前）の3日以上前までに発送しております。 今後もさらに早期発送を実施してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	平成12年6月開催の株主総会より集中日を外しております。平成27年は6月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成26年6月開催の株主総会よりインターネットによる議決権行使を採用し、電磁的方法（パソコン、スマートフォンならびに携帯電話）による議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成26年6月の株主総会より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の十分な検討時間の確保につとめております。
招集通知（要約）の英文での提供	自社ならびに東京証券取引所のホームページ上で招集通知（要約）の英文での提供を行っております。
その他	株主総会招集通知の発送前に自社ならびに東京証券取引所のホームページ上に招集通知（和文）ならびに招集通知（要約）の英文を掲載しております。 当社は、平成22年6月より、議決権行使結果を臨時報告書での開示ならびに自社ホームページ上に掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会では、株主から当該事業年度の状況に限定することなく広く質問を受け付け、質問数にも制限を持たず、すべてに回答し株主との対話を重視しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の事業戦略説明会と年2回の会社説明会（決算説明会）を実施しております。 他、年間約200回の個別IR面談を実施し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につとめております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成24年よりCEOが中心となり海外の機関投資家を個別に訪問して、企業活動概況や中期経営計画の内容や進捗について説明を行っております。 平成27年にロンドンならびにアメリカの機関投資家を訪問し、個別ミーティングを実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営理念や目標とする経営指標、中期経営計画や法定および任意の開示資料（株主総会招集通知、有価証券報告書、半期報告書）、決算短信（和文・英文）、統合報告書（和文・英文）、リリース情報などを掲載しております。 この他にも、自社ホームページに通じて希望者に対して、決算概要やニュースリリースなどのIR情報や更新情報のメールサービスの実施や個人投資家からIR関係の質問に積極的に対応しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長直轄部門がIRを担当しております。 詳細につきましては、開示いたしました【原則5-1】に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、これまでにもお客様の環境負荷低減につながる製品を提供してまいりました。紙材料の削減に加え、台紙の焼却処理も不要な台紙の無いシール・ラベル「ノンセパ」をはじめ、平成23年には世界初となる、焼却時に発生するCO2を削減するシール・ラベル「エコナノ」を開発・発売し、多くのお客様にご採用いただいています。 ラベル以外にも、レジ袋や梱包用ストレッチフィルムなど焼却処分されるさまざまなモノの素材に

	エコナノの適用を進めており、今後もエコナノを使った商品でお客様の環境活動に貢献してまいります。 また平成24年12月にはシール業界においては日本で初めて、製品のライフサイクル全体で排出されるCO2を見える化する「カーボンフットプリント宣言認定」を取得しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	詳細につきましては、開示いたしました【原則3－1】に掲載しております。
その他	・当社グループは『自動認識ソリューション事業で世界ナンバーワンになる』というビジョンの下、グローバル化と顧客価値の最大化を目指し経営戦略としてダイバーシティの推進に取り組んでおります。個の違い、能力を尊重し合い、グローバルに戦える革新的なアイディアを創出し、世界中の多様な価値観、お客様のニーズにお応えするための進化を続けてまいります。 ・女性の活躍推進にも注力しており、社員が出産・育児などの状況にあっても、ワークライフバランスを保ちながら安心して仕事を続け、活躍できる職場環境づくりにつとめております。 現在、社外取締役6名のうち女性2名、社外監査役2名のうち女性1名、そして執行役員14名(取締役兼務者除く)のうち女性が3名(うち2名は外国籍)となっています。 また、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に参画すると共に行動宣言に賛同し、女性の活躍でダイバーシティをさらに推進するため、平成32年に女性管理職比率25%(現在7.5%)を目指してまいります。 ・平成27年7月より、社員の健康管理を経営戦略と位置付け「健康経営」への取り組みを本格的に開始し、社員の健康増進につとめております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの「内部統制システムの基本方針」は次のとおりです。

1. 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ共通の企業理念の下、コンプライアンス・ポリシーを定め、法令遵守意識の醸成をはかる。
その他、「三行提報」という独自のナレッジマネジメントシステムを活用し、情報の共有化と報告の文化に基づいた全従業員参加型の透明な経営体制を維持・強化する。
また、コンプライアンス違反が生じる恐れがある場合にグループの職員が通報することができる窓口を整備する。
監査室はグループ会社の監査を実施する権限を持ち、定款、社内規程への適合の観点から監査を実施する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程や稟議規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類を適切に保存管理する。
また、会社情報の正確且つ適時な開示を重視し、開示における社内体制を構築する。
3. 当社ならびに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント委員会を定期的に開催しグループ全体のリスクを管理する。
当委員会ではリスクの洗い出し、リスクヘッジのための予防策、リスク発生時の対応策を決定し、また、重大なリスクが発生あるいは発生の恐れが生じた場合には、当委員会が中心となり対応策を協議する。
4. 当社ならびに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
長期基本戦略の下に策定したグループ中期経営計画を周知徹底し、これを個別具体的な戦略に落とし込み、その取り組み状況を含めた進捗を定期的に確認する。
当社の経営陣及び主要なグループ会社ならびにグループ各社を統括する会社の責任者で構成する会議において、計画の実施状況について情報を共有し、連携をはかる。
5. 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
グループ各社の決算、財務状況その他経営上の重要事項については定期的に当社への報告を義務付ける。
また、グループ各社において発生する重要な決裁事項は、職務権限規程に基づき当社での意思決定を行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する体制として、監査室に必要な人員を配備する。
引き続き、専門性の高い監査要員の強化をはかる。
7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査室は内部監査規程に基づき積極的に監査役に協力し、監査室員は他の業務執行に係る部門を兼務しない。
8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
監査室による監査権限はグループ各社全てに及び、内部監査規程に基づきその結果を適宜監査役に報告する。また、取締役は監査役から業務執行に関し報告を求められたときは、速やかに報告する。
ロ 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役、従業員を監査役会に出席させ報告を求めることができる。
9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度規程に準じ、報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。
また、監査役は当該報告された情報を適切に管理する。
10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行により生ずる費用等の支払いに支障なきよう、予算を設け、監査役から請求があった場合は速やかに処理する。
11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が重要な会議に出席し取締役及び使用人からの業務執行に関する報告を聴取できるとともに会議の議事録及び重要な決裁書類を閲覧、調査できる体制を確保する。
なお、監査役がグループ企業を監査するにあたっては自由な権限を有する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応する。
社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等からの情報収集につとめる。
社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は買収防衛策を実施する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

前記、「内部統制システムの基本方針」に則り、経営体制の維持、強化につとめてまいります。

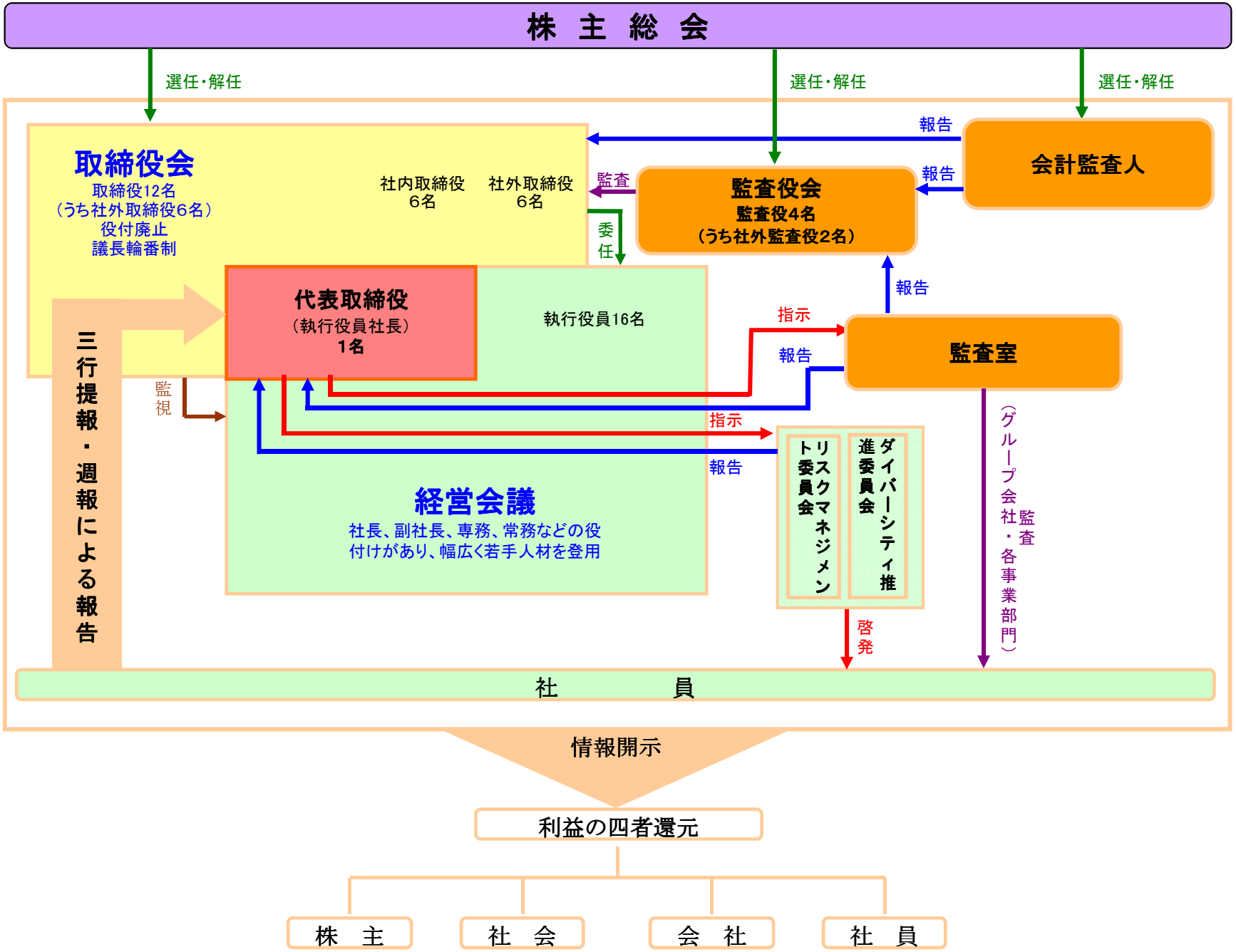
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役12名
（うち社外取締役6名）
役付廃止
議長輪番制
社内取締役
6名
社外取締役
6名
報告
会計監査人
監査
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役2名）
報告
委任
報告
代表取締役
（執行役員社長）
1名
執行役員16名
指示
報告
監査室
三行提報・週報による報告
監視
指示
報告
経営会議
社長、副社長、専務、常務などの役
付けがあり、幅広く若手人材を登用
リスクマネジメント委員会
ダイバーシティ推進委員会
（グループ会社・各事業部門）監査
啓発
社　　員
情報開示
利益の四者還元
株　主
社　会
会　社
社　員